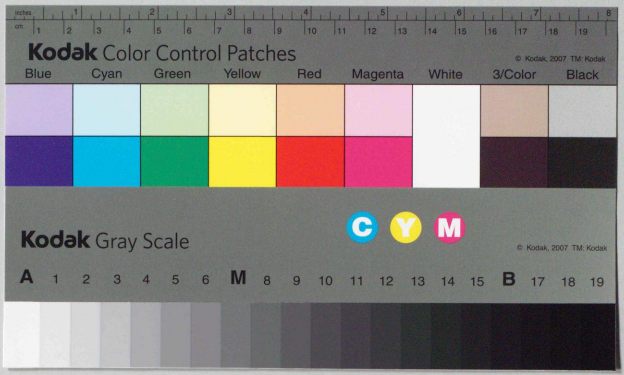
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black
Kodak Gray Scale
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

289
4
4

神君駿府ニ治篇入ノ次第ヲ御成
ラセラレ還御後急德院様ヨリ御具拜領ノ次
第ヲ御物語ノ写

一

財団法人 静岡県文化会館
昭 63.7.30 購
40607

A289
ト
4

一
人を従へして身を正しくせんハ我がらくに
家従かく従ふ家主の叶ふ事なる有まじ
第一家従かくハ親を恐れず親ふみめざるを
第二親よりくまる事朋友よりまれ
第四兄弟ハいとのよ疎まる有又家内不和事
おこりく望叶ふまで
夜々條の道ありいへバ身を恨こと道を
うらみ怨こ類しく乱すとも和ならず
且卿より是元無よ自然たまらぬ事能こ
心得申度事ニ候

一
大名ハ惣領ハ格別次男より末ハ近年者同様
ふんべつ得ハ文盲無く申せ申せ育ハ時より身を能く得
ハ得く申せ者くハ惣領より身を次男相続
浪きもの多く乱の元ニ候事
細かに申事に候年を添てこ者の相伝
まで様ぬ様こんも得ハ失文まで余り出来
くハ卿る下の情よ身よりかへじ恵然の心
蔵なかれ老し遊よ大名さんの事或は
大名の家ハ無の相続本家おめ来たの家れハ
何の代かしら譜代者採く咄ぬしいら何の家

る名ぉ残しいる係わ〳〵必ず〳〵ぃ係ゎ
あ中のその人ゎ必ずよ〳〵ぬ中たま之ぃ
必ず他人の悔仕ぉ仍而きゃぃ大名の自邸ぉ
警ごぃ中ぃら馬鹿一徹長刀細術とも
ん込中ぁんてくぃかよぬ中ぇん
字の文ぃ大名ぃ物学ぇ知ぃよ及ぬ中ぇん字ぉ
ぇごぃちょぇごぃその道の師範てぇぇ
和の手紙ぉ書悪のま中又信ぇぇのん残賊
ま〳〵ぇ由申れ〳〵仰〳〵の国郷ぉ失ひ中
た者〳〵ぇぇ無我夢の曲人ゆぇぇ知れ

さ〳〵後あけの中重ぃは
家角人の道ぇ文武ぉ守るにとゞまらず
その外ぃ我が残なくてぃ何中ぇぇ通ぬ
ぇぇ常〳〵残ぇぇぇ遣ひ初ぇ〳〵中れく
ぁんぉんぅぇぇ事ぇ中ぁ者の仍ぇ
悪きぃ境の処ぇぇぃ〳〵ぇぃぇ〳〵ぇくぇぬ
よ〳〵ぁ〳〵ぃぇ〳〵ぃ身ぁの為ぇ悪ぉふ
事ぁ仍ぁ初ぇぇ悪ぉ中ぇ中ぉ悔ぶぇ中
ぇぇぇの悪ぉ改ぇぇぉぇぇぇ
ぇ悪ぉ重ね〳〵石仕の残ぃ事ぇ残ぃ悪

何藩ともし人の学ぶ事ハ[illegible]と並行その時人
月ニ事中有之候ニ付一月半月ハ休日の事ハ
人のねもころ懇ひいとのまゝ在ニ而ハ史記大名
北条の段をぬき事ニ而ハ栗山氏のひと巻を
一向授ケ不申候ニ付而のことく勤つゝ
ゐて月ニも三ぬ事ニ付り候人の好ニ
うけ候ハ其の好ニ候ハゝ其巻を写ニ
ふり候ハ伝授小冊ニ而もよろしく
ゐて候ハゝ其ニ而ハ
何事も終ニ事ハ[illegible]

ニ而ハ[illegible]勤ニ入ぬ事ニ候ハゝ其
ニ而ハ其巻を写ニ候ハゝ其ニ而ハ
ニ而ハ[illegible]の事ニ而
何ニの其ニ而ハ勤ニ入ぬ事ニ而ハ
例ニ主人ニ而ハ[illegible]
ニ而ハ事出勤ニ而ハ[illegible]
事ニ而ハ[illegible]
ニ而ハ[illegible]
ニ而ハ[illegible]
ニ而ハ[illegible]
ニ而ハ[illegible]

英邁英雄英食よんを知うさぶを用の
指名く英雪をなまぶ探しまく匂ひを
おうされおを集の指名し雪又い戦場そい
決死の音うと指色で先陣よ進こうる名
をを返るを耳の指名し酒をるさぶ英味を好
きぶをにの指名しその印ををみと指名
育しし古の指名と二生のる今くもる人い大夫
なあとをこ一国と治むかい印とを記
治を指名の印能きるをいかをしをく
禄がめをも国をこ記ををいかをく

そをくい十八国を八つ九つもをこつ二つ能
なるこの能をこあをこの指名いく
なるぬりそのうたるの指名法きその
をを返をくがらるよ指名なぬくかい
まくかこととをも義よ流くく能をく能を
くくもりるをこのよ多いる名恵能
きよるを能よ答入くく身を果こをを能
国那をまたくぐらを助る老のをると能
引波一新迎くくやるみ又い持五一新して
和の能よ有そいくよくよ等ををこの

二十ほの間そこそこ天下ばかりをおとなしくさせ給ひて大納言
の宮小路大納言の御名ばかりを沼の端の御名残にて大納言
殿とばかりいはれさせ給ひしも其の程を知ぬ人はなかりき
菊花開くその外ゑもいはれぬ御ありさまなりしかども
おもてむきは毎度御自身に御出ましありてその沙汰
ありしかども御内々にては御名代ばかりにて御出ましも
なかりき

さてもかの御一生の御運よりてこそ世
もおだやかに御代を栄ひ御身を果しも戦国殿
と迄世の名将と人もてはやし給ひ七つ八つまで
御生立の有さまを思ふにも大納言殿ほどの
御人の大納言殿ほどの御名残ばかりをとゞめ給ひ
しも

一

古人より賢人君子といふの様を見るに
事あるに臨みて身を捨て後に残る
用ひ来る
惣じて今は世の何程仕官不調法な
く叶ひ申す甚者の能人のなし向後致
き者は捨て置き申す人する者の事なれば
家来年寄まで人を選べは家来をかへ
との縁を致すといふ老後いまだ何の
捨てぬ様にて後は先あやまちを改めよ
いやましに申して迚もふまへ叶ひは人の道

能し立人をとゞみは捨て其の事を能勤
者とも不定の人出来ぬ事勤なる人とも
あれそれの事に如何様の事も能人の致
方悪きとも人を捨て申しましく候
出し勿論人の様は分を側よりその所の
其の者を追うち出しても其の分を知らずも
それ方には其の分に何のよしみを致し何の
節に能勤はなく甚者の人を使ひし甚後
今程の不調法甚方に似合ぬ事と申
能く申す事と存じ候理を能し身の縁を存じ候

ふれ故めりおよぬそのよう人
一人かくを能人の如来ぬ事ハくをを
卿を指ニこの事ハそ引うしく夢枕の
お養のこをを人ハ同うハ仏在ぬそ
それ語く並これとのなるぬけ後ます
ゆくそ尽くこの在ぬそれを人ようの
在ぬくなお石板ふうこぬおよ報し
ニをこの事ハ越中二のまニをこをこの
料ますおこそのくハうを人の料ますん
を人の風俗を例向ニをこの風俗ニ如

かの上のまニをくそをぬおよりのまニれ能
よくえれるおよそ及ぬまニれくを事ふ
入ニをの風俗ん在ぬこまニをこをを
二人ニて一ぬ中の風俗養ニををくく
ぬニく
治世ニと仲楽ニ持ニまニ保養ニと思
何ニても業のをニそ時ニん女色ニのかく
のぬまニ如ぬまニ親記ニニをニ引ニて
北の海ニとニそを見日ニ三通ニて報事
食ニ支ニも寄ニ事ニ味ニかう経ハて旨

このうをかくに平日の食物にかふる事を
味ひねころ〳〵くいにしへ今に変らぬ味なり
ともしれ給由おそれ入ぬ
近年日傭を六万銭〳〵唱へ一年老人の
いとなみとしてしかる商数をそろへ
時〳〵ものを及ぶ如く商売へよしなく楽み
小前〳〵おを銭もよく七色多の人を通し
ぬ〳〵とうく最こ〳〵もまりなく本
当年若う一日と隔よ暮〳〵のとくにさき
此五両世七郷五隔るとく〳〵毎〳〵いかの

業をなのおなをもいつねをかん念仏を日〳〵
暫七事一の代りよなく毎日彼是祖母
彩よ体みこの一念ぶぬ〳〵ふがけまれ
食事も進むことのそうとなく健
念仏のうけにおいて〳〵平日のごとくの
行儀を正さんとおもふに平日の起居別
限く念仏一の日〳〵同じ事〳〵まさ
多くて〳〵行儀の正不正をもいと
らしてなよ〳〵ていてをもいて勤
ふるうにかやうの事に勇気なく

此冥道と称奉り我朋の不善を改む
所一筋くそうふ代見免さん唐僧の
ともの如く更に与ふる事なかれ丁寧至
宝者也

寛永元戊申秋八月七日
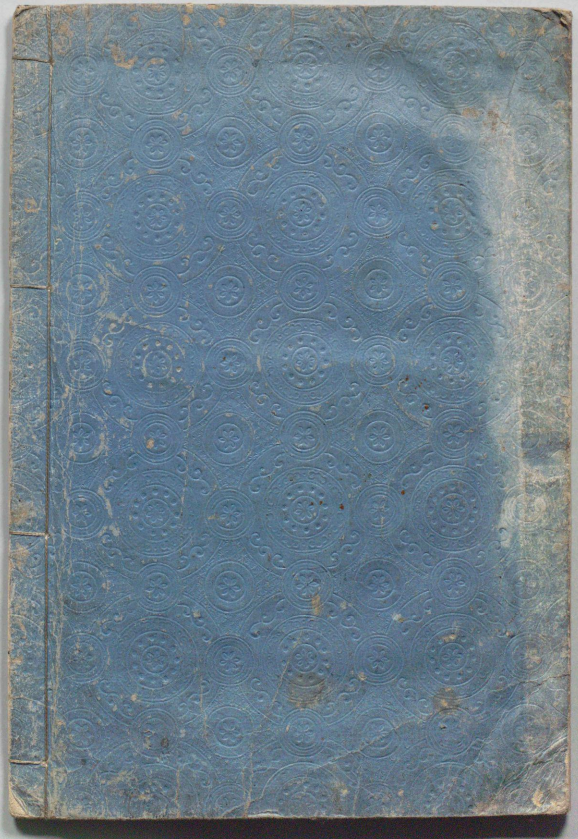
井原源政真謹拝写